

# 生徒指導規程

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本校の生徒指導に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 服装・頭髪等

(服 装)

第2条 制服は本校指定のものを正しく着用し、変形・加工はしない。

2 休業日に登校する際は、制服又は指定のジャージ、部活動のジャージを着用する。

3 制服は次のとおりとする。

(1) Aタイプは指定のブレザー、白ワイシャツ、ネクタイ、ズボンとする。

(2) Bタイプは指定のブレザー、白ブラウス、ネクタイ、スカートまたはスラックスとする。  
ただし、スカート丈は膝の中心が隠れる程度を基準とする。

(3) カーディガン、ベスト、半袖シャツ、ポロシャツを着用する場合は本校指定のものとする。

(4) ソックスは紺系又は白とし、ルーズソックスは認めない。

4 略装期間は原則6月～9月までとし、ブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。ただし、儀式又は指定ある時は、ネクタイを着用する。

5 コート・防寒具類は、華美でないものとし、ジャージ類は使用しないこと。また、コート・防寒具類は許可された場合を除き室内では着用しないこと。

6 下履は靴とし、サンダル・ハイヒール類は禁止する。

7 上履は指定されたものを使用すること。

8 やむを得ない事情で指定の服装ができない時は、学級担任を通して生徒指導部の許可を受けること。

(頭髪・装身具)

第3条 頭髪は清潔で端正にし、パーマ、染色、脱色、エクステ等の加工をしないこと。

2 化粧・マニキュアをせず、装飾品(イヤリング、ピアス、指輪、ネックレス等)をつけないこと。

3 特別な場合は、別途審議する。

## 第3章 校内生活

(校内生活)

第4条 時間を厳守し、前向きな校内生活を心がけること。

2 挨拶はあらゆる場面で行うこと。来校者に対しても礼儀を重んじること。

3 すべての所持品は記名し、紛失しないよう注意すること。

4 多額な金銭や貴重品は持ち込まないこと。必要により持ってきた場合は自己管理を徹底するか又は学級担任に預けること。

5 施設・備品を利用する際は破損、汚れに注意する。破損等の場合は状況により当事者の負担とする。

6 生徒間での売買、貸借は原則としてこれを禁止する。

7 校内で掲示・展示・配布等を行うときは、事前に生徒指導部の許可を受けること。

8 放課後や休業日に校舎を使用するとき、予め担当教員を通して許可を受けること。

9 本校関係者以外の者をみだりに校内に入れてはいけない。

10 飲食は教室ですること。食べ歩き、指定箇所以外での飲食は固く禁じる。

11 学校生活に不必要なものは持ち込まない。

12 他の教室には、みだりに出入りしないこと。特に上級生は下級生の教室には必要なとき以外は行かず、集団での出入りは状況により威圧行為として指導する。

(遅刻・早退・欠席)

第5条 登校時刻は8時30分までとし、教室に入っていること。

2 特に用事のない生徒は、16時30分までに下校すること。

3 やむを得ず欠席、遅刻、早退しなければならない時は、朝のSHR前までに保護者(等)より事前に学級担任へ電話連絡してもらうこと。

- 4 登校後は原則として、下校時まで外出を認めない。特別な事情で外出又は早退する場合は「早退届」に記載し、学級担任に提出して許可を受けること。

(授業)

第6条 授業においては次の各号を厳守する。

- (1) 始業ベル前には着席する。
- (2) 授業妨害となる言動、怠惰な態度はとらないこと。
- (3) 指導を受けた場合には速やかに従うこと。
- (4) 退室は原則として認めない。必要な場合は授業担当者に申し出て、その指示に従うこと。
- (5) 途中入室する際には職員室で「入室届」を記入し、教員の記入、確認後教室に戻り、授業担当者に提出し許可を得ること。

## 第4章 校外生活

(校外生活)

第7条 外出時には身分証明書を常に携帯すること。

- 2 本校生徒としての品位を保つような服装・言動に心がけること。
- 3 男女交際については節度を守り、健康的かつ明るく、お互いの人格を尊重し合うこと。
- 4 外出時には、必ず行き先・目的・帰宅時間を家族に知らせ、遅くても21時までとする。また原則として友人・知人宅への外泊は禁止する。
- 5 パチンコ店、麻雀荘などの遊技場及び酒類を提供する飲食店等、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。カラオケボックスは保護者等の許可を得て利用できる。ゲームセンターは保護者等同伴のみ許可する。(北海道青少年健全育成条例に準じる。)
- 6 飲酒・喫煙等、法律によって禁止されている行為は、絶対に行わないこと。
- 7 暴行・恐喝・万引・強要等の行為は、絶対に行わないこと。もしそのような被害を受けたときは、直ちに学級担任に報告すること。
- 8 キャンプ・登山等を行う時は、「旅行届」を学級担任を通して生徒指導部へ提出する。ただし、保護者等の責任ある指導者を必要とする。

(交通安全)

第8条 交通機関利用の際には本校生徒としての自覚を持ち、周囲に迷惑を掛けることのないように注意する。

- 2 常に交通マナーを守り、交通安全に心がける。
- 3 在学中の原動機付き自転車及び自動二輪車免許の取得は認めない。
- 4 家族以外の運転する車両には同乗しない。
- 5 四輪運転免許を取得する生徒は、「運転免許取得許可願」を事前に生徒指導部へ提出し許可を受けること。

(アルバイト)

第9条 アルバイトをするときは、保護者等・学級担任と相談した上、学校生活に支障をきたさないようにすること。

- (1) アルバイトを行う生徒は、「アルバイト届」を事前に生徒指導部へ提出すること。
- (2) アルバイトに従事する場合であっても、帰宅時刻は21時を厳守する。
- (3) 定期考査等の始まる一週間前から終了するまでの間は、アルバイトへの従事を禁止する。
- (4) 酒類を主に提供する飲食店及び外交やセールス、その他危険や宿泊を伴う業務への就労は認めない。
- (5) アルバイトの影響によって、怠学や著しい成績不振が認められる場合は、アルバイトの継続について保護者等と学校で協議する。また、その結果に従うこととする。
- (6) 特別指導を受けた場合は、指導期間中は禁止し、その後の従事についても保護者等と学校で協議する。また、その決定に従うこととする。

附 則 この規程は、平成25年4月1日に改正施行する  
この規定は、平成28年4月1日に改正施行する  
この規定は、令和2年4月1日に改正施行する  
この規定は、令和4年4月1日に改正施行する  
この規定は、令和5年4月1日に改正施行する

# 生徒会規程

## 第1章 総 則

第1条 本会は北海道訓子府高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は学校の助言のもとに、会員自らが民主的な学校生活の正しい発展のための生徒の自主的活動を強化促進し、秩序ある共同生活を確立すると共に会員の個性の伸長に努めることを目的とする。

第3条 本会は次のように構成する。

- (1) 会員は本校生徒全員とし、各ホームルームに所属する。
- (2) 顧問は本校教員が担当する。

## 第2章 執 行 部

第4条 執行部は次の役員により構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

第5条 執行部は次のとおり選出される。

- (1) 会長、副会長、書記、会計の選出は第5章生活委員会の定める手順により決定し、校長が認証する。
- (2) 会長は、就任後ただちに書記、会計及び文化、体育、生活委員会の各副委員長を指名し、校長がこれを認証する。
- (3) 任期中に執行部の会長を除く役員に欠員が生じた場合、会長が後任を指名し、校長がこれを認証する。会長が欠員となった場合、副会長のうちいずれかを執行部の審議により会長に推薦し、校長がこれを認証する。その際、新たに欠員となった副会長は新会長が指名し、校長がこれを認証する。

第6条 役員は次のような任務と権限を有する。

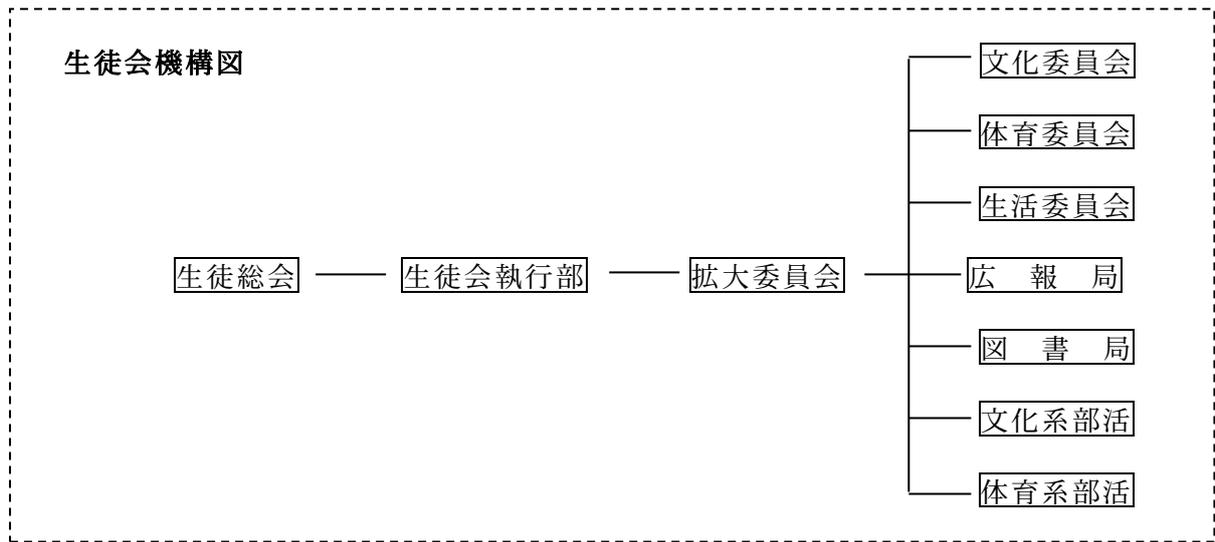
- (1) 会長は、本会を代表し、最高執行権を有して、執行事務を総括する。また、生徒総会及び各種委員会を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務につけないときはその職務を代行する。
- (3) 書記は生徒総会及び各種委員会の議事を記録し、文書を保管する。
- (4) 会計は会計に関する一切の事務を取り扱う。
- (5) 文化正・副委員長は、文化的活動を掌り、会員の文化意識の向上を図る。
- (6) 体育正・副委員長は、各種体育活動を掌り、会員の心身の健全な向上を図る。
- (7) 生活正・副委員長は、風紀・環境に関する事を掌り、会員の風紀・環境意識の向上を図る。
- (8) 執行部は、部活動状況の調査をし、活発ではない部に勧告する。

第7条 役員任期は10月より翌年9月までとする。

第8条 事務引継ぎは、生徒会顧問の指導により新旧執行部員によって行われる。引継ぎが完了するまでは旧役員が執務に当たる。

第9条 学級選出生徒会ホームルーム役員は次のとおり選出される。

- (1) 学級選出生徒会、ホームルーム役員は、学級担任の指導により公選又は指名により選出する。
- (2) 学級選出生徒会、ホームルーム役員に欠員が生じた場合、該当学級担任の指導により公選又は指名により新たに選出する。



### 第3章 会 議

第10条 本会はその目的を達成するために次の会議を設ける。

- (1) 生徒総会           (2) 各種委員会           (3) 拡大委員会           (4) ホームルーム

第11条 各会議の目的、構成、運営方法は次のように定める。

(1) 生徒総会

ア 総会は本会の最高議決機関である。

イ 本会構成人員の3分の2以上の出席がある場合に成立し、その議決は出席者の過半数による。

ウ 総会は年1回の定期総会と、臨時総会とに分かれる。定期総会においては予算決算の承認を行う。臨時総会は会長が必要と認めた時又は会員の3分の1以上の要求があった時に学校長の承認を得て会長が招集し、必要な事項を議決する。

エ 総会の議長・副議長はその都度会員の中より選出する。

(2) 各種委員会

ア 各種委員会は生徒総会における決定事項の執行機関である。

イ 各種委員会は次の委員会にわかれ、それぞれ該当事項を担当する。

- 1) 文化委員会…文化的活動に関する事項
- 2) 体育委員会…体育に関する事項
- 3) 生活委員会…風紀・環境に関する事項

ウ 各種委員会の委員は各ホームルームから2名ずつ選出し、各々委員長1名、副委員長1名を置く。

エ 委員長、副委員長の任務権限は次のとおりである。

- 1) 委員長…担当事項の執行に関する権限をもつ。
- 2) 副委員長…委員長を補佐する。

オ 各委員の任期は4月から9月まで、10月から翌3月までのそれぞれ6か月とする。ただし、委員長は原則10月から翌年9月までとする。

(3) ホームルーム

ア 全員をもって構成し、ホームルーム委員長、ホームルーム副委員長、学級書記、学級会計、学級学習、学級保健、学級進路、号令係、アルバム委員（3学年）、見学旅行委員（2学年）、文集委員（3学年）を互選によって定める。

(4) 拡大委員会

ア 生徒会執行部、各種委員会・外局の長による連絡調整機関である。

イ 生徒の自治活動の方針を決定する。

ウ 会の企画・進行は生徒会執行部が行う。

第12条 生徒総会及びホームルーム委員会の会議の議決事項は学校長の承認を必要とする。

## 第4章 外 局

第13条 外局として広報局、図書局をおく。

第14条 外局の構成は次の通りとする。

- (1) 各局員は、各ホームルームより1名以上選出する。
- (2) 他に希望者の入局を妨げない。
- (3) 局長は局員の互選とする。

## 第5章 生活委員会

第15条 生活委員会は各ホームルームより選出された生活委員をもって構成する。

第16条 生活委員は各ホームルームより2名選出する。

第17条 生活委員長は、委員の互選とする。

第18条 生活委員会は会計・備品及び生徒会活動に関する監査を行う。

第19条 生活委員は、選挙に関する一切の事項を行う。

第20条 選挙の公示は投票日の1か月前とする。

第21条 立候補受付

- (1) 受付期間は2週間とする。
- (2) 締め切り後各役員が定員に満たない場合、受付期間を延期する。

第22条 投 票

- (1) 投票用紙を用いて投票する。
- (2) 立候補者が定員と同数の場合は無投票当選とする。

第23条 開 票

- (1) 開票は即日開票とする。
- (2) 開票立会人を認める。
- (3) 投票無効となる場合は、次のとおりとする。
  - ア 正規の投票用紙以外の用紙を使用した場合
  - イ 指定した以外のことを書いた場合
  - ウ 白紙投票の場合
  - エ その他選挙管理委員会の判断による

第24条 当 選

- (1) 獲得投票数が同数の場合は、後日同数者において決選投票を行い獲得票数の多い方を当選とする。

第25条 ポスターと掲示場所

- (1) ポスターは、生活委員会の指定のものを使用する。
- (2) 掲示場所は、生活委員会が指定する。

第26条 選挙違反の確認は、生活委員会が行う。

## 第6章 補 足

第27条 会員は生徒会総会で決した会費を負担する。

第28条 本会の会計経理に関する規約は別に定める。

第29条 本規約の改正は拡大委員会でこれを議決し、生徒総会において全会員の3分の2以上の承認及び校長の許可を得て行うことができる。

附 則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。  
この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。  
この規程は、令和2年4月1日より改正施行する。  
この規定は、令和5年4月1日より改正施行する。

# 部活動規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、学術文化の研究、体育の振興及びその他の活動で有益なもので、各部員の個性の伸長、部活動の円滑な運営及び活性化を目的として定める。

第2条 部活動は、次の2部門に分かれる。

- (1) 文化部 (2) 体育部

## 第2章 部の設立・廃止・その他

第3条 部の設立、廃止等は、次のように定める。

(1) 同好会の設立は対外的活動ができる最低限の会員数をもって、下記の事項を所定の様式に基づいて、生徒会執行部に提出し、ホームルーム委員会及び体育文化後援会運営委員会で審議し職員会議において承認を得なければならない。また、記入事項は次のとおりとする。

ア 名称 イ 発起人連名 ウ 責任者名(発起人中より1名)

エ 設立理由及び目的 オ 仮顧問名 カ 保護者等同意書(別紙提出)

(2) 部の設立は原則として同好会の過程を経なければならない。同好会として、5月1日を起算日とし1年以上活動をしたのち、生徒会執行部の審議を経て、ホームルーム委員会及び体育文化後援会運営委員会で審議し、職員会議において承認を得た場合、部に昇格できる。

(3) 部の休部は、高体連・高文連・高野連大会が終わった時点で部員がいない状態となった場合、生徒会執行部の審議を経て、ホームルーム委員会及び体育文化後援会運営委員会で審議し、職員会議において承認を得た場合、翌年3月31日までその部は活動停止とする。なお、翌年4月30日までに部員の加入があった場合、生徒会執行部の審議を経て、ホームルーム委員会及び体育文化後援会運営委員会で審議し、職員会議において承認を得た場合、部としての活動を再開することができる。

(4) 休部となってから1年以上部員がいない状態が継続した場合、同好会への格下げ、休部の継続のいずれかを生徒会執行部、ホームルーム委員会の審議を経て、体育文化後援会運営委員会で審議し、職員会議において承認を得て、決定される。

(5) 同好会が5月1日を起算日とし、1年以上会員がいない状態が継続した場合、生徒会執行部の審議を経て、ホームルーム委員会及び体育文化後援会運営委員会で審議し、職員会議において承認を得た場合、会の廃止が決定される。

(6) 生徒会執行部、その他該当機関から次の事項に該当すると報告され、ホームルーム委員会及び体育文化運営委員会で審議し職員会議において承認を得た場合、その部は廃止(活動停止)、休部、同好会に格下げを命ぜられ、予算は配分されない。

ア 部の目的に反し、その義務を怠った場合。

イ 部員が著しく少なく活動に支障をきたす場合。

ウ その他正当と認められる理由がある場合。

### 第3章 部の構成及び運営

第4条 生徒の希望によりいずれかの部へ所属し、1人1部限りとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

第5条 各部は部長1名、副部長1名、顧問1名以上をおく。

第6条 部長は部員名簿等を生徒会執行部に提出しなければならない。

第7条 部長の交代又は部員の変更（入部・退部など）が生じた場合は、ただちに文書により生徒会執行部に報告しなければならない。

第8条 会長及び生徒会執行部は必要に応じ、各部長を召集し部長会議を聞くことができる。

2 各部は必要に応じ、生徒会執行部、生活委員会より備品の監査を受けなければならない。

第9条 部活動の練習時間は、他の教育活動に大きな影響を与えないことや基本的な生活習慣の確立の観点から次のとおりとする。

(1) 平常日の放課後の活動時間は原則18時30分までとする。また、早朝練習は授業等に支障をきたさない範囲で行う。活動時間の延長は体育文化後援会運営委員会で審議し校長の承認を得る。

(2) 休業日は遅くとも16時30分までとする。

第10条 部活動の練習の特認は次のとおりとする。

(1) 練習特認を必要とする部は、顧問より大会要項を添付の上、特認練習開始日の1週間前に体育文化後援会運営委員会に申し出、審議し校長の承認を得ること。

第11条 定期考査（課題テストを含む）期間中の部活動は、次のように制限する。

(1) 定期考査一週間前から定期考査終了までの期間は部活動を原則として禁止する。

(2) 定期考査中に行なわれる大会への参加は、その都度審議する。

(3) 定期考査中の特認練習はその都度審議する。

第12条 特別の事情により、本校職員以外のコーチを委嘱しなければならないときは、顧問より「部活動コーチ特認申請書」を提出し、校長の承認を得ること。

コーチ来校時には、必ず顧問の監督指導のもとで練習を行うこと。

附 則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日に一部改正し施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日に一部改正し施行する。

# 対外活動参加規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、本校の部または会に所属する生徒が対外活動に参加する場合の必要な事項及び経費を定める。

## 第2章 対外活動参加

第2条 生徒が参加できる対外活動は、次のとおりとする。

- (1) 高体連、高文連、高野連が主催、共催、主管する大会や行事
- (2) 国民体育大会（予選会を含む）
- (3) 教育関係機関、及び連盟、協会等の団体の主催する大会。ただし、原則として授業を欠くことなく参加できる行事。
- (4) 生徒会活動における研修や行事

第3条 対外行事への参加資格、参加を認めないもの、及び審議の対象になるものについては、次の事項による。

- (1) 担当顧問、学級担任、教務部長、生徒指導部長、生徒会担当、養護教諭が適格と認め、保護者等の承認を得ており、かつ校長が参加を認めた生徒であること。
- (2) 管内予選が無く、全道大会に出場できる種目にあっては高体連・高文連・高野連・及び国民体育大会に限る。その他特別な種目・行事においては別途審議する。
- (3) 参加を認めないものは次のとおりとする。
  - ア 停学、謹慎中の者
  - イ 保護者等の承諾のない者
- (4) 審議の対象となる者
  - ア 学業成績が著しく不審な者
  - イ 教科、科目、LHR等の出席率が著しく低い者
  - ウ 停学、謹慎解除後、間もない者
  - エ 健康上、参加不相当と診断された者
  - オ 学校代表として性行に難点のある者
  - カ その他、審議が必要と認められる者

## 第3章 参加の人数の制限・手続き

第4条 参加人員の上限数は、次のとおりとする。

- (1) 体育部は各大会要項により参加人員は確定する。顧問が必要と認めたマネージャーを加えることができる。
- (2) 文化部は各大会要項により参加人員は確定する。大会要項に参加人員の規定がないときは、発表等に必要となる生徒数とする。

第5条 対外活動へ参加する場合は、次の手続きをすること。

- (1) 参加する生徒は、「保護者等承諾書」を部顧問に提出する。
- (2) 顧問は「対外行事参加許可願」「保護者等承諾書」を添付し、第3条(1)に記載の担当者から押印を受け教頭に提出する。さらに、校長決裁を受け公示する。

## 第4章 練習試合・合宿

第6条 練習試合等は次の範囲内で認める。

- (1) 授業に支障がないこと。
- (2) 日帰りを原則とし、回数は年4回以内（管外は2回まで）とする。ただし、オホーツク中学区内（佐呂間と常呂は除く）の回数は設けない。
- (3) その他特別な場合は、体育文化後援会運営委員会で審議する。

第7条 合宿練習及び合宿遠征は、次の範囲内で認める。

- (1) 夏季・冬季・春季休業中及び連休中に実施すること。
- (2) 年2回以内とする。ただし、1回あたりの宿泊は3泊4日以内とする。
- (3) 顧問は合宿期間中は同宿し、生徒の指導監督に当ること。ただし、合宿の主旨に反する行動があった場合は合宿を中止すること。
- (4) 1週間前までに「合宿許可願」に「合宿計画書」「保護者等承諾書」を添付し、校長の許可を受けていること。

第8条 練習試合、合宿の引率旅費等はすべて体育文化後援会会計において取扱うものとする。

## 第5章 対外活動に関わる経費

第9条 本規程第2条に関わる登録料、参加料は生徒会会計より一括して支出する。

第10条 旅費等は、体育文化後援会会計において取扱うものとする。

## 第6章 全道・全国大会参加資格

第11条 支部予選、全道予選大会で参加資格を得た場合は、それぞれ全道、全国大会への参加を認める。

第12条 旅費等は、体育文化後援会会計において取扱うものとする。支部予選のない場合は、全道の水準や記録に達しているかどうかを体育文化後援会運営委員会で別途審議し、職員会議を経て、校長が認める。

附 則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日より改正施行する。

附 則 この規定は、令和5年4月1日より改訂施行する。